

雲仙市災害廃棄物処理計画 概要

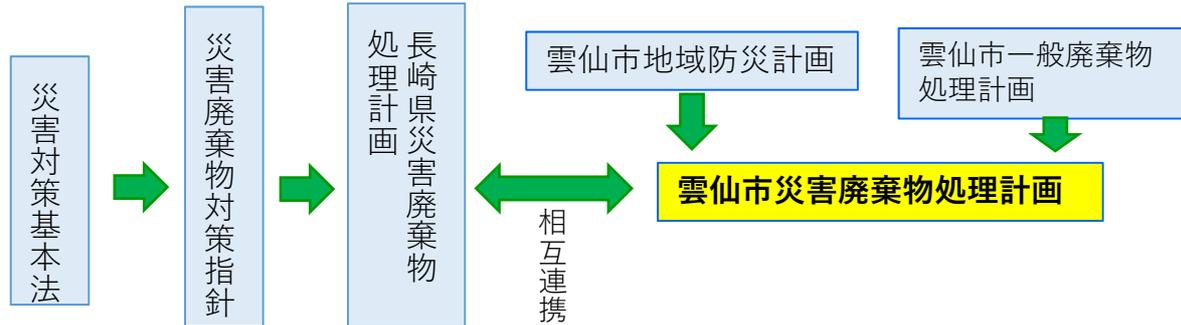
計画の目的

今後、本市において発生が想定される大規模災害に備え、災害時に発生する廃棄物の処理について、基本的な流れを整理し、災害時における廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うために策定するもの。

計画の位置づけ

本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針（平成26年3月）」を踏まえ、「雲仙市地域防災計画」等と整合を図りながら、「長崎県災害廃棄物処理計画」と連携して災害廃棄物処理を実施するものである。

なお、本計画は長崎県からの「市町災害廃棄物処理計画策定マニュアル」による策定。



計画の対象

本計画の対象とする災害は、地震、津波、台風等による風水害を対象とし、長崎県災害廃棄物処理計画で想定されたケースのうち、本市に被害をもたらすものを対象とする。

災害廃棄物は、廃棄物処理法の規定により、一般廃棄物に区分されることから、基本的に市が処理責任を担う。

対象とする災害	地震、津波、台風等による風水害
対象とする災害廃棄物	○地震や大雨等の災害により発生するもの 木くず、コンクリートがら等、金属くず、可燃物、不燃物、津波堆積物、廃家電、有害廃棄物等 ○被災者や避難者の生活に伴い発生するもの 生活ごみ、避難所ごみ、し尿等

災害廃棄物処理の基本的な方針

計画的な対応・処理	災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況や処理能力等を逐次把握した上で、計画的に処理を推進する。
広域的な連携・協力	国、県、市町、関係事業者等が一体となって災害廃棄物の処理を推進する。
リサイクルの推進	膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、徹底した分別・選別により可能な限りリサイクルを推進する。
迅速な対応・処理	早期の復旧・復興を図るため、発災から概ね3年以内で処理を終了することを目標とする。
環境に配慮した処理	災害廃棄物の運搬や処理にあたっては、周辺的生活環境へ影響がないように努めるとともに、悪臭や害虫等が発生することがないように環境衛生を推進する。

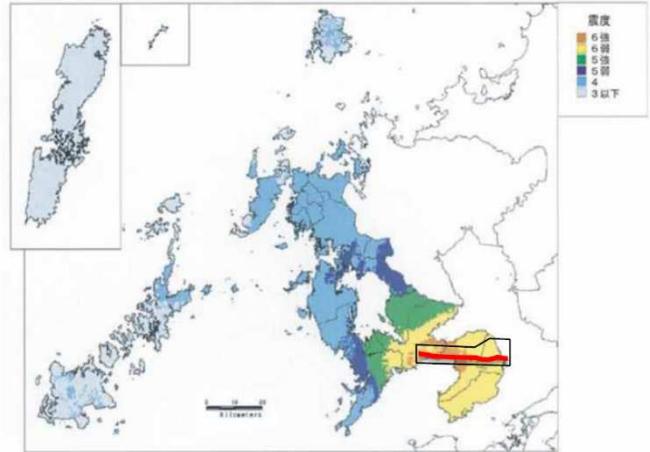
災害廃棄物等発生量の推計

○本市で想定される最大の災害は、「雲仙地溝北縁断層帯地震」（地震規模：M7.3）

災 害	災害廃棄物発生量	避難者数	し尿発生量	仮設トイレ必要基数	避難所生活ごみ
雲仙地溝北縁断層帯地震	749,541 t	23,325人	65kℓ/日	343基	11.9 t /日

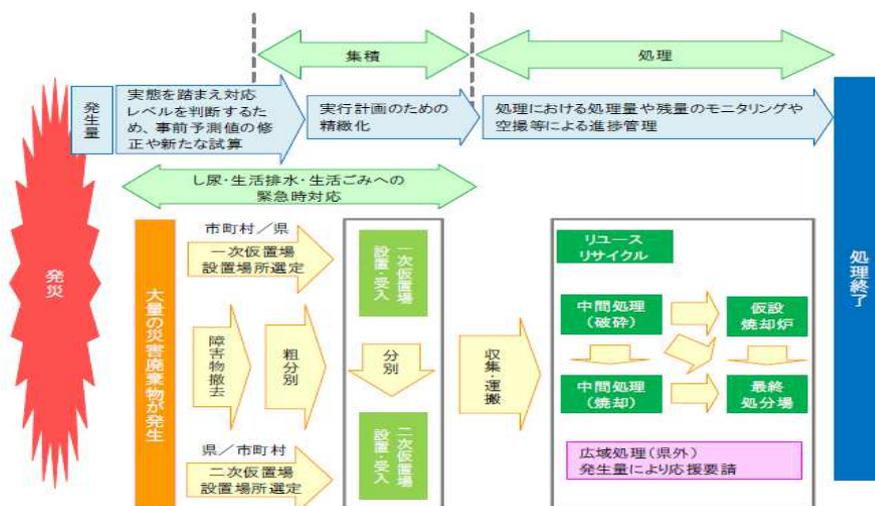
○雲仙地溝北縁断層帯は、諫早市沖の橘湾北部断層群の西端から、島原沖断層群の西端までの、西南西―東北東の走行で、長さ約31kmの断層。（右図参照）

○想定する地震が起こった際の災害廃棄物発生量は、市全体で、約75万トンと想定され、これは、平成30年度におけるごみ排出量（一般廃棄物）約1万5千トンの約50年分に相当。



災害廃棄物の処理のながれ

- 実際に災害が発生した場合、災害規模や被害状況等を基に災害廃棄物の発生量を推計し、災害廃棄物処理実行計画の策定を行う。
- 短期間で大量に発生する災害廃棄物は、処理施設において一度に処理することができないため、ごみを一時的に保管するための「一次仮置場」の設置や、細選別・中間処理を行う「二次仮置場」を被災規模に応じて設置。
- 「発生場所」から撤去された災害廃棄物の多くは、まず「一次仮置場」に運ばれ、分別し仮置きされます。その後「二次仮置場」に運搬・集約され、選別処理や再資源化が行われた後、「廃棄物処理施設（焼却処理や最終処分場など）」での処理・処分が行われるとともに、再生利用が行われます。
- 災害廃棄物の処理は、仮置場で分別を行うことで、処理時間や処理費用を短縮することができます。



その他

○本計画において、示している主な内容は、次のとおりです。

- (1) 組織体制及び連絡体制並びに協力体制
- (2) 市民への広報
- (3) 災害廃棄物等の発生量推計
- (4) 災害廃棄物、生活ごみ等及び適正処理が困難な廃棄物の処理方法等